

# 新たな**番号制度**への 対応はお済みですか？

電気通信番号を使用する**全ての電気通信事業者が対象**です。

## Q. どのような対応が必要となるのですか？

多くの場合、以下の①と②の対応が必要です。

- ① 電気通信番号**使用計画の作成、保管**（※例外あり）
- ② 電気通信番号**使用状況の報告**（年1回）

### 例外について

①の際に、一部の事業者は総務省に認定を申請する必要があります。

### 例外の対応が必要となる例

- ✓ 特定の電気通信番号（0120等）を使用して、卸元が提供していない独自サービスを提供する場合
- ✓ 固定電話番号を使用して、卸元が提供していない**電話転送役務**を提供する場合

対応の**詳細や手続に必要な様式は総務省ウェブページに掲載**しています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/top/tel\\_number/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/index.html)

## Q. なぜ対応が必要になるのですか？

- ✓ 平成30年に改正された電気通信事業法に基づき、より一層の番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供を目的に令和元年5月22日から新しい電気通信番号制度が施行されました。
- ✓ 令和元年**11月21日までの経過措置期間中**に**電気通信番号使用計画の作成等を行わなければならない**こととなっています。
- ✓ 経過措置期間中に対応を行わなかった場合、**罰則**が適用される可能性があります。（電気通信事業法第186条第7号）

## Q. 電話転送役務を行う際の留意点はありますか？

- ✓ 電気通信事業法改正時に、**固定電話番号を使用して電話転送役務を提供する際の条件**（下記）が**新たに追加**されました。

取引時確認義務（本人特定事項の確認）／利用者の活動の拠点が番号区画の区域内にあることの確認／固定端末系伝送路設備の一端が、利用者の活動の拠点に設置されていることの確認 等